

非常勤職員の勤務時間の短縮について（案）

平成20年12月24日
人事院職員福祉局

1. 基本的考え方

今般、フルタイム勤務職員の勤務時間が短縮されることに伴い、非常勤職員についても、フルタイム勤務職員と同様に勤務時間を短縮する。この場合、勤務時間が変更されるので、その旨を職員に通知する必要がある。

なお、改正法の施行の際に、勤務時間の短縮の程度を超えて勤務時間の変更を行う場合には、新たに官職を設ける必要がある。

2. 再任用短時間勤務職員

(1) 勤務時間の短縮の方法

再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、15時間30分から31時間までの範囲内で、各省各庁の長が定めることとなる（勤務時間法第5条第2項）。また、交替制等勤務職員以外の再任用短時間勤務職員については、1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振ることとなる（同法第6条第2項ただし書）。

これにより、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員の勤務時間を、フルタイム勤務職員と同じ比率で短縮する。フルタイム勤務職員と同じ比率で短縮すると、1日の勤務時間が秒単位となり、勤務時間管理に支障が生ずる場合は、勤務時間の割振りを見直すことにより端数を調整する。割振りの見直し例を挙げると、別紙のとおり。

(2) 勤務時間の通知

勤務時間を変更する場合には、変更後の勤務時間の内容を適当な方法により通知する必要がある（規則11—9 運用通知第6項）。

3. 任期付短時間勤務職員

(1) 勤務時間の短縮の方法

任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間は、10時間から、フルタイム勤務職員の1週間当たりの勤務時間から育児短時間勤務職員の勤務時間を減じて得た時間までの範囲内で、各省各庁の長が定めることとなる（規則15—14第1条の2）。これにより、原則として、各省各庁の長は、任期付短時間勤務職員の勤務時間を、フルタイム勤務職員と同じ比率で短縮する。

なお、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務又は育児短時間勤務の例による短時間勤務に伴い任用されており、育児短時間勤務職員等の勤務時間の短縮については、5分未満の端数を切り上げることから、同程度の端数調整を任期付短時間勤務職員の勤務時間について行うこととする。

(2) 勤務時間の通知

勤務時間を変更する場合には、変更後の勤務の形態を適当な方法により速やかに通知する必要がある（規則19—0 運用通知第11の第2項）。

4. 非常勤職員（給与法第22条第2項の職員）

(1) 勤務時間の短縮の方法

非常勤職員の勤務時間は、規則15—15第2条に規定する範囲内において、各省各庁の長の任意に定めるところによることとなる。これにより、原則として、各省各庁の長は、非常勤職員の勤務時間を、フルタイム勤務職員と同じ比率で短縮する。

なお、勤務時間管理を煩雑にしない観点から、フルタイム勤務職員と同じ比率で短縮すると5分未満の端数がある場合には、これを切り上げ、又は切り下げることができるこことする。

(2) 勤務時間の通知

勤務時間を変更する場合には、変更後の勤務時間の内容について、人事異動通知書その他適当な方法により通知する必要がある（規則15—15運用通知第2条関係）。

以 上

勤務時間短縮後の再任用短時間勤務職員の勤務時間例

	短縮前	調整前	短縮後
			調整後(例)
①	週2日・1日8時間	週2日・1日7時間45分	—
	週5日・1日4時間	週5日・1日3時間52分30秒	4週間で20日・1日4時間(10日) + 3時間45分(10日)
②	週3日・1日8時間(2日) + 4時間(1日)	週3日・1日7時間45分(2日) + 3時間52分30秒(1日)	4週間で12日・1日7時間45分(8日) + 4時間(2日) + 3時間45分(2日)
	4週間で10日・1日8時間	4週間で10日・1日7時間45分	—
③	週3日・1日8時間	週3日・1日7時間45分	—
	週4日・1日5時間	週4日・1日5時間48分45秒	週4日・1日6時間(1日) + 5時間45分(3日)
④	週5日・1日5時間	週5日・1日4時間50分37.5秒	8週間で40日・1日5時間(15日) + 1日4時間45分(25日)
	週4日・1日8時間(3日) + 4時間(1日)	週4日・1日7時間45分(3日) + 3時間52分30秒(1日)	4週間で16日・1日7時間45分(12日) + 4時間(2日) + 3時間45分(2日)
⑤	週4日・1日7時間勤務	週4日・1日6時間47分37.5秒	4週間で16日・1日7時間(2日) + 6時間45分(14日)
	4週間で14日・1日8時間	4週間で14日・1日7時間45分	—
⑥	週5日・1日6時間	週5日・1日5時間48分45秒	4週間で20日・1日6時間(5日) + 5時間45分(15日)
	4週間で15日・1日8時間	4週間で15日・1日7時間45分	—
⑦	週4日・1日8時間	週4日・1日7時間45分	—

※ ①～⑦は1週間当たりの勤務時間のグループを表す(16時間～32時間、下記参照)。

- ① 16時間→15時間30分 ② 20時間→19時間22分30秒 ③ 24時間→23時間15分
- ④ 25時間→24時間13分7.5秒 ⑤ 28時間→27時間7分30秒
- ⑥ 30時間→29時間3分45秒 ⑦ 32時間→31時間